

説明又は資料提出の求め及び立入検査の実施要領の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、京都府暴力団排除条例（昭和22年京都府条例第23号）の目的を実現するため、説明又は資料提出の求め及び立入検査の実施に関して、必要な事項を定めたもので、平成26年7月1日から実施しています。